

令和元年

第6回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和元年6月7日
午後4時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和元年第6回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和元年6月7日（金） 午後4時00分 開議

（第1日）

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和元年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町立学校に係る部活動の方針の策定に関する件
日程第 6	議案第2号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（補正第2号）のうち、教育費に係る意見聴取に関する件
日程第 7	議案第3号	財産（動産）の取得について
日程第 8	議案第4号	仁木町スポーツ推進委員の委嘱に関する件
日程第 9	議案第5号	仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件
日程第10	議案第6号	仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に関する件
日程第11	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和元年5月22日(水)～6月7日(金)

1 定例校長会

令和元年5月22日(水) 役場会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶(示達事項含む)3件
 - ・義務教育指導監学校訪問について
 - ・人事評価期首面談について
 - ・クールビズの実施について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 学校職員評価について
 - (2) 学校経営研修会について
 - (3) 後志小中学校校長会「会報後志」への寄稿について
 - (4) 「勤務時間の割振」「週休日における勤務時間のスライド」について
 - (5) 指導主事訪問について
 - (6) 仁木町教育委員会と各地区交流会の実施について
 - (7) その他
 - ・指導監訪問について
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
次回校長会 6月18(火)9:30～会議室2

2 第4地区教科書採択教育委員会協議会第1回協議会

令和元年5月22日(水) 倶知安町 ホテル第一会館

＝概要＝

- 役員を選出(会長:高橋京極町教育長、副会長:菊地ニセコ町教育長、
監事:内山黒松内教育長、首藤蘭越町教育長、事務局:積丹町、古平町、
赤井川村、仁木町の連合町村)、議事録署名委員の選出、採択手続き、調
査委員会規則の制定、協議会予算、委員の選定、協議会及び調査委員会の
日程等の協議

3 後志町村教育委員会教育長部会第2回協議会

令和元年5月22日(水) 倶知安町 ホテル第一会館

＝概 要＝

- 小学校用教科用図書採択協議に向けて
- 中学校用教科用図書採択協議に向けて

4 令和元年度後志教育委員会協議会総会

令和元年5月22日（水） 倶知安町 ホテル第一会館

＝概 要＝

- 開会、会長挨拶（高橋会長）、来賓挨拶（櫻井教育局長）、報告事項（平成30年度事業実施報告、収入支出決算報告、監査報告、表彰者紹介）、協議事項（令和元年度事業計画案、収入支出予算案、役員の改選）、閉会

5 令和元年度後志公立文教施設整備促進期成会総会

令和元年5月22日（水） 倶知安町 ホテル第一会館

＝概 要＝

- 開会、会長挨拶（山本共和町長）、来賓挨拶（櫻井教育局長）、報告事項（平成30年度事業実施報告、収入支出決算報告、監査報告、表彰者紹介）、協議事項（令和元年度事業計画案、収入支出予算案、役員の改選）、閉会

6 教育行政事務打合せ

令和元年5月23日（木） 教育長室

＝概 要＝

- 教頭昇任について
- 平成31年度当初人事（一般）について
- 令和2年度人事異動（一般）に向けた検討について
- 後志教育局～野上次長、青山企画総務課長、小野教職員係長、島山主事
対 応 者～岩井教育長、奈良教育次長

7 仁木町議会運営委員会

令和元年5月24日（金） 議会委員会室

＝概 要＝

- 調査事項 令和元年第1回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営に関する事項

8 令和元年第1回仁木町議会臨時会

令和元年5月24日（金）議会議場

＝概要＝（別紙日程により審議）

- 承認 5件 ・ 専決処分5件（H30補正予算4件、税条例改正） 承認
- 議案 3件 ・ 補正予算2件（令和元年度一般会計、国保会計） 可決
・ 工事請負1件（配水管整備事業大江地区） 可決
- 同意 1件 ・ 教育委員会委員1件 同意

9 新人職員議会議員紹介

令和元年5月24日（金）議会委員会室

＝概要＝

- 平成30年度及び平成31年度採用職員の議会議員への紹介
 - ・ 今野 慎（財政課税務係） H31.2採用
 - ・ 村上 萌（包括支援センター） H31.4採用
 - ・ 山本風花（住民課住民係） H31.4採用

10 令和元年度銀山地区三者交流会

令和元年5月24日（金）レストラン「ふれあい」

＝概要＝

- 開会の言葉、当番校挨拶（荒木銀小校長）、来賓挨拶（佐藤町長）・乾杯（岩井教育長）、転入職員の紹介、乾杯（庵銀中校長）、閉会の言葉

11 仁木小学校大運動会

令和元年5月25日（土）同校グラウンド

＝概要＝

- 入場行進、開式の言葉、優勝旗・準優勝杯・紅白リレー杯返還、学校長挨拶（渡邊校長）、得点説明、選手宣誓、閉式の言葉、各種競技開始
- 来賓～佐藤町長、横関議長、上村副議長、嶋田議員、住吉議員、林議員、水田議員、野崎議員、佐藤議員、荒川駐在所長、齊藤校長、関井委員、岩井教育長

12 新教育委員 渡朋仁氏の辞令交付

令和元年5月27日（金）町長室

＝概 要＝

- 佐藤町長から、新教育委員 渡朋仁氏に対する辞令交付
- 出席者 佐藤町長、渡新教育委員、林副町長、岩井教育長

13 各学校長人事評価期首面談

令和元年5月28日（火）仁木中学校

令和元年5月29日（水）仁木小学校、銀山小学校

令和元年5月30日（木）銀山中学校

＝概 要＝

- 各校長の個人目標に係る期首面談

14 後志教育局指導主事学校訪問（第1期）

令和元年5月28日（火）銀山小学校、銀山中学校及び教育長室

＝概 要＝

- 実施内容

授業参観（全学級）、教育プラン、新学習指導要領、教育課程の編成・実施・評価・改善等に関する件及び研究協議

- 教育局～鈴木指導主事

15 令和元年度仁木町やすらぎ大学入学式

令和元年5月29日（水）町民センター・交流ホール

＝概 要＝

- 開会の辞、学生紹介 33名（27年生～1年生）、学長挨拶（岩井教育長）、講師紹介（浜野主幹、村上保健師）、職員紹介（奈良次長、赤石係長、清崎主事）、閉式の辞

※ 令和元年度入学者 33名（男：1名、女 32名）出席者 25名

16 後志教育局神守義務教育指導監学校訪問

令和元年5月31日（金）銀山中学校及び銀山小学校 岩井教育長随行

＝概 要＝

- 実施内容

学校経営方針、組織マネジメント、人材育成、危機管理体制等

17 令和元年度銀山中学校校内陸上記録会

令和元年6月1日(土) 銀山中学校・グラウンド

=概要=

- 開会のことば、大会長挨拶(庵校長)、PTA会長挨拶(久保田会長)、生徒会長挨拶、選手宣誓、審判長注意、閉会のことば
- 来賓～野崎議員、久保田PTA会長、菅園長、菅所長、大野局長、大洞女性の会会長、山下銀小PTA会長、藤根巡查部長、関井委員、作田教頭、岩井教育長

18 令和元年度仁木中学校体育大会

令和元年6月4日(火) 仁木中学校・グラウンド

=概要=

- 開会の言葉、開会宣言、大会旗掲揚、優勝杯返還、大会長挨拶(齊藤校長)、PTA会長挨拶(関会長)、生徒会長挨拶、選手宣誓、審判長注意、閉会の言葉
- 来賓～野崎議員、関PTA会長、関委員、渡邊校長、岩井教育長

19 令和元年度仁木町小学校陸上競技大会第1回運営委員会

令和元年6月4日(火) 役場会議室2

=概要=

- 協議事項
 - (1) 大会役員及び運営委員について
 - (2) 昨年度の引継事項について
 - (3) 令和元年度仁木町小学校陸上競技大会実施要領について
- 日時及び場所
令和元年6月28日(金) 9:20～仁木小学校・グラウンド
- 出席者
仁木小～吉田教頭、阪本教諭
銀山小～作田教頭、谷崎教諭
事務局～岩井教育長、奈良次長、赤石係長、清崎主事

20 北後志町村議会議長会パークゴルフ大会

令和元年6月5日(水) 古平町パークゴルフ場

＝概 要＝

- 開会式：開式通告、優勝杯返還（赤井川村）、大会長挨拶（岩井北後志議長会長：赤井川村）、地元開催議会議長挨拶（堀古平町議会議長）、来賓挨拶（貞村古平町長）、選手宣誓、閉式通告
- 成績：団体戦 ①古平町（454）②赤井川村（461）③仁木町（470）
④余市町（483）⑤積丹町（508）
個人戦（仁木町分）4位：横関議長

21 旗の波運動

令和元年6月7日（金）にき保育園横・国道5号

＝概 要＝

参加団体：町交通安全協会役員、町交通安全指導員、なかよしクラブ安心警ら隊、商工会女性部、仁木建設協会、札幌地区トラック協会北後志支部、役場職員など

22 議会運営委員会

令和元年6月7日（金）議会委員会室

＝概 要＝

- 調査事項 令和元年第2回仁木町議会定例会の会期日程等の会期日程等議会運営に関する事項

令和元年第1回仁木町議会臨時会議事日程

[第1号]

令和元年5月24日(金曜日) 午前10時30分開議

傍聴-道新

日程番号	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 S 藤 亨 本 6 藤 林
第2		議会運営委員会委員長報告 住吉 喜 長
第3		会期の決定 S A=4日(1日限り)
第4		諸般の報告
第5		行政報告 町長 教育長
第6	承認第1号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第7号) 承認 ~11:25
第7	承認第2号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号) 承認 ~11:33
第8	承認第3号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号) 承認 ~11:40
第9	承認第4号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号) 承認 ~11:47 林 穂 ~13:00
第10	承認第5号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号) 承認 ~13:09
第11	議案第1号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号) 可決 ~13:17
第12	議案第2号	令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 可決 ~13:21
第13	議案第3号	令和元年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について 可決 ~13:29
第14	同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について 同意(全員同意) 13:41

日程第 4

報告第 1 号

令和元年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する件
について

このことについて、別紙のとおり認定したので、報告します。

令和元年6月7日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

日程第 5

議案第 1 号

仁木町立学校に係る部活動の方針の策定に関する件

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年 6 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校に係る部活動の方針
(案)

令和元年6月
仁木町教育委員会

目次

1	方針策定の趣旨等	1
2	適切な運営のための体制整備	
(1)	部活動の方針の策定等	2
(2)	指導・運営に係る体制の構築	3
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
(1)	運動部活動における適切な指導の実施	3
(2)	文化部活動における適切な指導の実施	4
(3)	部活動用指導手引の普及・活用	4
4	適切な休養日等の設定	5
5	生徒のニーズを踏まえた環境の整備	
(1)	部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	7
(2)	地域との連携等	7
6	学校単位で参加する大会等の見直し	8
7	部活動の充実に向けて	
(1)	部活動指導の充実を図る取組	8
(2)	女子の指導に当たっての留意点	8
(3)	部活動顧問と生徒の信頼関係づくり	8
(4)	部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	9
(5)	家庭や地域との連携を図る取組	9
(6)	障がいのある生徒の部活動の充実	9

1 方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- こうした中、北海道(以下「道」という。)では、国のガイドラインに則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」(以下「道方針」という。)を策定し、市町村教育委員会においては、道の方針に則った「設置する学校に係る部活動の方針」を策定することが求められている。
については、仁木町教育委員会では、道方針を参考として、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「仁木町立学校に係る部活動の方針」(以下「本方針」という。)を策定することとした。
- 仁木町教育委員会と仁木町立学校は、国のガイドラインに則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む必要がある。
本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう留意する。
- なお、小学校(義務教育学校前期課程を含む。)段階においても、中学校の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校教育目標等を踏まえ、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。

イ 校長は、上記アの「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を学校だより等により公表する。

ウ 校長は、各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)に対し、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)の作成・提出を求める。

また、校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導する。

エ 校長は、上記ウの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

オ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。
- エ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日 文部科学大臣決定)」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』について(平成30年3月28日付け教職第2550号通知)」及び「仁木町立学校における働き方改革アクション・プラン(平成30年5月23日付け仁教委号)」を踏まえ、業務改善及び時間外勤務等の縮減に向けた取組に努める

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。
 - スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。

- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法等も踏まえるよう留意する。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、下記イの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減に十分留意する。

なお、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

- イ 上記に掲げる原則(休養日～週2日以上(平日1日以上・週末1日以上)、活動時間～平日2時間程度・休業日3時間程度)の特例(大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)における弾力的な休養日等の設定に当

たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、活動時間の上限は、次のとおりとする。

○ 活動時間の上限

1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

ウ 仁木町の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記アの基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次に示す休養日の設定及び活動時間で実施することができるものとする。

○ 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

○ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記アの基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

エ 校長は、1(1)イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

教育委員会は、中学校に対して、上記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。

○ 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けること。

○ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

イ 校長は、単一の学校では競技・文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組を検討すること。

校長は、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施

設開放事業を推進する。

ウ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、本方針の「4 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。）の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

7 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足^(注)、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

（注）「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

○ 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となるこ

と。

- 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

- 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

また、上記6の精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

教育委員会は、障がいのある生徒が大会等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

日程第 6

議案第 2 号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（補正第 2 号）のうち、
教育費に係る意見聴取に関する件

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年 6 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁 総 号
令和元年6月3日

仁木町教育委員会
教育長 岩井秋男様

仁木町長 佐藤聖一郎



補正予算に対する意見の聴取について

令和元年第2回仁木町議会定例会（6月20日開会）に、次のとおり教育に関する補正予算を提出しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき貴委員会の意見を聴取するので、6月6日までに回答願います。

記

○令和元年第2回仁木町議会定例会付議事件

- ・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育費に関する件
- ・財産（動産）の取得について

（総務係）

仁 教 委 号
令 和 元 年 6 月 日

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎 様

仁木町教育委員会
教育長 岩 井 秋 男

補正予算に対する意見の聴取について（回答）
令和元年6月3日付仁総号をもって意見を求められた下記の件については、
特に意見はないので、その旨申し出いたします。

記

○令和元年第2回仁木町議会定例会付議事件

- ・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育費に関する件
- ・財産（動産）の取得について

（総務学校教育係）

議案第2号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,721,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月20日提出

仁木町長 佐藤聖一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		357,441	28,111	385,552
16. 道支出金	2. 国庫補助金	151,174	28,111	179,285
		225,763	32	225,795
	2. 道補助金	89,211	32	89,243
19. 繰入金		430,086	△23,007	407,079
	1. 基金繰入金	430,086	△23,007	407,079
20. 繰越金		5,000	26,884	31,884
	1. 繰越金	5,000	26,884	31,884
21. 諸収入		63,476	19,211	82,687
	5. 雑入	31,667	19,211	50,878
	歳入合計	3,670,581	51,231	3,721,812

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		646,979	△5,438	641,541
	1. 総務管理費	568,526	△5,450	563,076
	4. 選挙費	15,112	12	15,124
3. 民生費		812,683	2,924	815,607
	1. 社会福祉費	622,931	2,830	625,761
	2. 児童福祉費	189,672	94	189,766
4. 衛生費		482,771	△950	481,821
	1. 保健衛生費	482,771	△950	481,821
6. 農林水産業費		215,865	28,384	244,249
	1. 農業費	212,867	28,384	241,251
7. 商工費		97,921	26,091	124,012
	1. 商工費	97,921	26,091	124,012
10. 教育費		265,140	220	265,360
	1. 教育総務費	67,735	20	67,755
	2. 小学校費	70,611	100	70,711
	3. 中学校費	52,206	100	52,306
	歳出合計	3,670,581	51,231	3,721,812

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	313,117		313,117
2. 地方譲与税	37,500		37,500
3. 利子割交付金	400		400
4. 配当割交付金	700		700
5. 株式等譲渡所得割交付金	500		500
6. 地方消費税交付金	67,000		67,000
7. ゴルフ場利用税交付金	2,900		2,900
8. 自動車取得税交付金	3,800		3,800
9. 環境性能割交付金	3,000		3,000
10. 地方特例交付金	1,000		1,000
11. 地方交付税	1,725,000		1,725,000
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	19,167		19,167
14. 使用料及び手数料	69,599		69,599
15. 国庫支出金	357,441	28,111	385,552
16. 道支出金	225,763	32	225,795
17. 財産収入	20,122		20,122
18. 寄附金	80,010		80,010
19. 繰入金	430,086	△23,007	407,079
20. 繰越金	5,000	26,884	31,884
21. 諸収入	63,476	19,211	82,687
22. 町 債	244,500		244,500
歳入合計	3,670,581	51,231	3,721,812

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			その他
				国道支出金	地方債		
1. 議会費	54,220		54,220				
2. 総務費	646,979	△5,438	641,541	672		△929	△5,181
3. 民生費	812,683	2,924	815,607	2,012			912
4. 衛生費	482,771	△950	481,821	508			△1,458
5. 労働費	31		31				
6. 農林水産業費	215,865	28,384	244,249	19,000			9,384
7. 商工費	97,921	26,091	124,012	5,951		20,140	
8. 土木費	424,622		424,622				
9. 消防費	205,829		205,829				
10. 教育費	265,140	220	265,360			200	20
11. 災害復旧費	66		66				
12. 公債費	461,676		461,676				
13. 諸支出金	778		778				
14. 予備費	2,000		2,000				
歳出合計	3,670,581	51,231	3,721,812	28,143		19,411	3,677

歳出予算補正事項別明細書

(単位：千円)

項 1. 農業費

款 6. 農林水産業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国道支出金	地方債			
款 6. 農林水産業費	215,865	28,384	244,249	19,000		9,384			
項 1. 農業費	212,867	28,384	241,251	19,000		9,384			
目 3. 農業振興費	66,405	27,666	94,071	19,000		8,666	19. 負担金補助 及び交付金	強い農業づくり事業補助金 27,666,000 円 ・強い農業づくり事業 27,666,000 円	
目 5. 山村振興施設費	10,756	200	10,956			200	13. 委託料	施設管理委託料 200,000 円 ・山村開発センター—管理委託料 200,000 円 ・山村開発センター—管理運営経費 200,000 円	
目 7. 農用地再編開発事業費	32,340	518	32,858			518	18. 備品購入費	施設管理用備品 518,000 円 ・農村公園管理運営経費 518,000 円	

款10. 教育費

項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国道支出金	地方債			
款10. 教育費	265,140	220	265,360		200	20			
項 1. 教育総務費	67,735	20	67,755			20			
目 2. 事務局費	66,143	20	66,163			20	19. 負担金補助 及び交付金	自治体国際化協会費 20,000 円 ・ 外国語指導助手招致事業 20,000 円	
項 2. 小学校費	70,611	100	70,711		100				
目 2. 教育振興費	16,325	100	16,425		100		18. 備品購入費	図書備品 100,000 円 ・ 小学校教育振興一般経費 100,000 円	
項 3. 中学校費	52,206	100	52,306		100				
目 2. 教育振興費	15,611	100	15,711		100		18. 備品購入費	図書備品 100,000 円 ・ 中学校教育振興一般経費 100,000 円	

日程第 7

議案第 3 号

財産（動産）の取得について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年 6 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

議案第12号

財産（動産）の取得について

下記の物品を次のとおり買入れしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月20日提出

仁木町長 佐藤 聖一郎

記

- 1 物 品 名 小中学校パソコン並びにネットワーク機器
- 2 取 得 台 数 一式
- 3 購入の相手方
- 4 購 入 金 額 円
(うち消費税及び地方消費税分 円)
- 5 納 期 令和元年9月30日

日程第 8

議案第 4 号

仁木町スポーツ推進委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年6月7日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町スポーツ推進委員名簿

任 期：平成 29 年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日

定 数：9 名

役 職	氏 名	住所・電話番号	備 考
委員長	鈴木 保		銀山地区 H5. 6. 1～
副委員長	加藤 政 茂		銀山地区 H25. 6. 1～
委 員	坂 東 久美子		仁木地区 H13. 6. 1～
委 員	井 内 洋 志		仁木地区 H13. 6. 1～
委 員	岩 崎 美 和		仁木地区 H21. 6. 1～
委 員	吉 本 峰 也		仁木地区 H29. 6. 1～
委 員	木 村 公 一		大江地区 H29. 6. 1～
委 員	堀 川 美穂子		銀山地区 H30. 4. 1～
委 員	東 野 大 介		然別地区 R元. 6. 7～

日程第 9

議案第 5 号

仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 3 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年 6 月 7 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町学校給食運営委員会委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
あら き とし ゆき 荒 木 俊 行	銀 山 小 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
たき ざわ ゆう じ 瀧 澤 祐 司	赤井川村校長会代表	第3条第2項第1号 学 校 長	赤井川小
こばやし じゅん いち 小 林 純 一	赤井川村PTA連合会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	赤井川小
やま した かず や 山 下 和 也	仁木町PTA連合会会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第2項第3号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	

※赤井川村副村長 大石和朗氏の任期は、委員会承認後の6/8から前任者の残任期間となります。

日程第10

議案第6号

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年6月7日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
あら き とし ゆき 荒 木 俊 行	銀 山 小 学 校 長	第3条第1号	
さい どう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第1号	
たき ざわ ゆう じ 瀧 澤 祐 司	赤 井 川 村 校 長 会 代 表	第3条第1号	赤井川小
こばやし じゅん いち 小 林 純 一	赤 井 川 村 P T A 連 合 会 長	第3条第1号	赤井川小
やま した かず や 山 下 和 也	仁 木 町 P T A 連 合 会 会 長	第3条第1号	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第1号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第1号	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第1号	
さ とう し の ぶ 佐 藤 忍	栄 養 教 諭	第3条第2号	仁 木 小

※赤井川村副村長 大石和朗氏の任期は、委員会承認後の6/8から前任者の残任期間となります。

日程第 11

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和元年6月7日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男